

児童生徒のみなさんへ

いじめは、みなさん一人一人に関係のある問題です。

みなさん自身が「いじめを絶対に許さない」気持ちで、いじめを「しない」「させない」取り組みをみんなで行うことが大切です。いじめは学校だけでなく、少年団・部活動や塾などで、みなさんと関係のある人や団体から受けたもの全てが当てはまります。いじめを受けて、学校に行きたくない。友達に会いたくない。でも先生や親には言えない。誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、どんなことでもかまいませんので相談してください。

相 談 窓 口	電話番号	相談時間等
富良野市教育委員会	0167-39-2320	8:30～17:15（月～金）
〈道立教育研究所〉	0120-3882-56	毎日24時間
教育相談電話（子ども専用フリーダイヤル）	0120-3882-86	10:00～17:00（月～金）
〈道立教育研究所〉メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	

保護者の皆様へ

条例では、学校や教職員の責務のほか、保護者の責務も規定しています。

家庭では、お子さんに対し、いじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うよう努めて下さい。

また、学校は大切なお子さんをいじめから徹底して守り通す責務がありますので、お子さんがいじめに悩んでいたら、迷わず学校や教育委員会などに相談して下さい。

市民及び事業所の皆様へ

子どもたちを見守っていただく地域や事業者の皆様方には、子どもと触れ合う機会を大切にしてください。いじめが行われていると思われる時は、学校へ通報するなど、いじめの防止にご協力をお願いします。

○こんな時は学校へ知らせてください○

- ・公園や路上、バスや電車の車内などでふざけている仕草で一人の子どもが言葉や暴力で攻撃されている。
- ・商店で数人の子どもが一人の子どもにたくさんの買い物をさせている。
- ・スポーツクラブで、練習と称して、先輩が後輩を一方向的に攻撃している。
- ・塾の行き帰りで、子どもがからかわれたり、悪口を言われたりして困っている。
- ・インターネットの掲示板に悪口などの誹謗中傷をする書き込みを見つけた。など

富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例

「いじめをしない させない ゆるさない」

富良野市教育委員会

富良野市若松町5番10号 市立富良野図書館 3階

電話 0167-39-2320



～すべては子どもたちのために～

“いじめのないまち 富の”

富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例

平成26年10月1日施行

「いじめをしない させない ゆるさない」

富良野市からいじめをなくすため、市独自の条例を制定しました。

すべての子どもは、かけがえのない存在です。一人一人の心と体は大切にされなければなりません。

「いじめは、いつでも、どこでも起こる」という強い危機意識を持ち、その根絶に向け学校、PTA、家庭、地域、行政が一体となって「いじめのない学校づくり」に取り組み、毎日の学校生活等における児童生徒の微妙な変化を見逃すことなく、きめ細やかな対応を行っているところであります。

いじめ防止対策における具体的な活動として、小・中学校では「いじめZERO」「心SOS」「あいさつ運動」「心の教育」の充実やいじめ根絶に向けたメッセージを児童生徒、教職員、保護者へ配布し、さらに富良野市PTA連合会においては、家族の会話やふれあいの機会を増やす「家族の約束7か条」を推進し、さらにいじめ根絶に向けたメッセージを児童生徒、教職員、保護者へ配布するなど、児童生徒の健全な育成に向けて、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に努めています。

しかしながら、いじめは子ども一人一人に関係する問題であり、被害者にも加害者にもなり得ることがあります。いじめを「絶対にゆるさない」、「しない」「させない」ために、行政、学校、保護者、地域全体でいじめの根絶に取り組み、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境づくりが重要です。

このため、富良野市いじめZERO推進条例を制定し「すべては子どもたちのために」を合い言葉に、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、「いじめのない学校」「いじめのないまちづくり」のために取り組んでいきます。

富良野市・富良野市教育委員会



～すべては子どもたちのために～

富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例



目的

- ◆いじめの未然防止、いじめの早期発見と早期解消などに取り組み、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的としています。
- いじめを受けた児童生徒が、安心して学校に通い安心して教育をうける環境づくりを行い、児童生徒の一人一人が関係する問題であることを一人一人が認識し、この問題に向き合い、いじめの未然防止と早期発見・早期解消の対策に総合的、効果的に取り組んでいきます。

いじめとは

- ◆この条例において「いじめ」とは、一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。
 - 「いじめの状態」としては、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれ、集団による無視、遊ぶふりをしての暴力（叩く・蹴る）、金品をたかる、持ち物の破損や強要、パソコンや携帯電話（スマートフォン）でのインターネット等を通じて行われる誹謗中傷などがあります。
- (1) 「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです。
- (2) 加害者なのに「いじめ」としての自覚がないこともあります。
- (3) 「いじめ」には、「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものもあります。

基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係することから、児童生徒が安心して学校に通い、学習や学校生活が送れるように、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめが行われていることを認識しながら目をそむけることのないようにするため、いじめがどれだけ人の心と体に影響をあたえることなのかなど児童生徒の理解を深めるようにします。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を守ることが最も重要であり、また、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校や家庭、地域住民と行政、その他関係者と連携協力を図り、社会全体でいじめ根絶を目指していきます。

“いじめのないまち 富の”を皆さんでめざしましょう



学校の取組

学校いじめ防止基本方針の策定

- ・市内小・中学校では、いじめの防止等のための対策に関する「学校いじめ基本方針」を定めています。

具体的な取組～いじめを未然に防止するために～

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるため、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・道徳教育や体験活動を充実させ、いじめが起きないようにするための取組を児童生徒が自主的に活動できるよう支援に努めます。

いじめの早期発見

- ・児童生徒への定期的なアンケートを実施し、いじめの実態を的確に把握するとともに、教育相談を行い児童生徒の悩み解消に取り組みます。

いじめに対する措置

- ・いじめの事実の有無を確認し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解決に向け速やかに対応します。
- ・ささいな兆候やいじめと疑われる行為を見逃さず速やかに対応し、その結果を教育委員会へ報告します。
- ・いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導及び支援、その保護者への助言を行います。